

建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づき，次の公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物を認定しましたので，同条第 6 項の規定に基づき公告します。

その関係図書は，京都市都市計画局建築指導部建築指導課において，一般の縦覧に供します。

平成 19 年 10 月 17 日

京都市長 榊本 頼兼

認定番号	認定年月日	一団地の位置
11-005	平成 19 年 10 月 10 日	京都市伏見区中山田町 21 番地の 1，21 番地の 4 から 21 番地の 12 まで，53 番地の 1，53 番地の 4 から 53 番地の 7 まで，54 番地の 3 から 54 番地の 5 まで，54 番地の 7，54 番地の 13，54 番地の 15 から 54 番地の 17 まで，55 番地，55 番地の 5，55 番地の 8 から 55 番地の 10 まで，121 番地から 124 番地まで，131 番地から 135 番地まで，137 番地，138 番地，141 番地から 147 番地まで及び 150 番地，同区桃山町山ノ下 64 番地の 3，65 番地，65 番地の 4，66 番地の 5 から 66 番地の 7 まで，68 番地，90 番地，94 番地及び 95 番地並びに同区石田川向 54 番地の 3，55 番地の 3，55 番地の 6，57 番地の 7 から 9 まで及び 74 番地

(都市計画局建築指導部建築指導課)